

## 令和8年度「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業 業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う令和8年度「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務の名称

令和8年度「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業（以下「PR事業」という。）

### 2 目的

「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」※（以下「本事業」という。）について、広告等を活用して県内の企業や県内企業への就職に興味のある学生等若年求職者への周知を促進する施策を行い、本事業を活用して奨学金返還支援制度を導入する企業と、県内企業に就職を希望する若者の増加を図る。

※本事業の概要は別紙のとおり。

### 3 委託期間

契約日から令和9年3月23日まで

### 4 委託契約書

別紙のとおり

### 5 業務内容

#### （1）広告デザインの制作

本事業の認知を最大化し、奨学金返還支援制度について企業・学生等若年求職者に対してわかりやすく説明できるように、各種媒体に活用する広告デザインを制作する。本事業の周知効果を高めるため、広告デザインについては令和7年度のデザインコンセプトや基調となる要素を踏襲しつつ、単なる前年度デザインの流用ではなく、最新情報への更新や視認性向上等の改善を行うこと。

また、広告デザインは本事業LPにも活用できる形で制作すること。

（企業向けLP URL：<https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>

学生等求職者向けLP URL：<https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship-student>）

#### （2）チラシ・ポスターの作成・配布

本事業の周知を行うため、企業向け・学生等若年求職者向けそれぞれ広告デザインを活用したチラシ・ポスターを企画・作成し、業務に使用する分を除いて県に引き渡す。なお、印刷物の納品に加え、電子データ（PDF形式のファイル等）も併せて納品すること。

チラシ・ポスターの仕様及び印刷部数等は次表のとおりとし、委託候補者決定のための公募型プロポーザルにおいて提案した内容に基づいて作成する。また、次表のほかに、PR事業を効果的に実施するため広報資料が必要になった場合は、県と受託者が協議の上、委託料の範囲内で作成するものとする。

なお、作成に当たっては、県と受託者との協議により提案内容を変更して実施することもあり得る。

対象	媒体	仕様	印刷部数
企業等	チラシ	サイズ:A3 タイプ:二つ折り 印刷:両面カラー	10,000 部程度
		サイズ:A4 ページ数:2ページ 印刷:両面カラー	6,000 部程度
	ポスター	サイズ:A3 印刷:片面カラー	50 枚
学生等若年求職者	チラシ	サイズ:A4 ページ数:2ページ 印刷:両面カラー	10,000 部程度
		サイズ:A3 印刷:片面カラー	50 枚

### (3) 広報の実施

#### ア 広告(テレビ CM、新聞公告、SNS広告、リストティング広告、ディスプレイ広告等)

企業と学生等若年求職者それぞれに認知されやすく、広報として効果的なものを選択し、適切な実施時期を併せて提案すること。提案内容について県と協議のうえ実施すること。なお、学生等若年求職者向けには必ず SNS 広告を実施すること。

#### イ 学生等若年求職者へのチラシ・ポスターの配付

(ア) 県とUターン就職促進協定を締結している大学等及び県内大学・短期大学・高等専門学校・専修学校を通じて学生へPRを行い、県内企業への就業促進を図ること。

(イ) 学生等若年求職者を対象とした就活イベントでの来場者へPRを行い、県内企業への就業促進を図ること。

#### ウ 企業向けセミナー・説明会等の開催

(ア) 奨学金返還支援制度を未導入の企業を対象とした、制度導入メリットや実務的な導入手順、県の奨学金返還支援制度導入企業サポート事業補助金の申請手続き等を説明するセミナー等を1回以上開催すること。セミナー等の開催形式については、オンラインでの実施を可能とする。なお、リアル(対面)開催とする場合は、参加者の移動負担や利便性に配慮し、参加しやすい場所を選定すること。また、セミナー等については、後日視聴できるよう、講義内容を動画として記録し、県が指定するウェブサイト等で掲載できる形式で提供すること。動画の画質・音声等は、閲覧に支障のない品質を確保すること。

(イ) 企業向けセミナー・説明会等のうち、少なくとも1回は4月から 12 月までの間を目安に開催するものとする。

### (4) インタビュー動画の企画・制作

県が開設している「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」PRサイト内の「奨学金返還支援制度導入企業一覧」に掲載されている企業の中から2社選定し、本事業の認知を最大化し、奨学金返還支援制度導入のメリットが企業・学生等若年求職者に対してわかりやすく伝わるように、1社につき企業の担当者1名、奨学金返還支援制度利用従業員1名のインタビュー動画を企画・制作し、各種広報

媒体に活用する。

## 6 県への報告

### (1) PR事業実施計画書

業務委託契約締結時に、PR事業実施計画書及び実施体制表(様式任意)を県に提出すること。なお、PR事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後実施計画書を添えて県に協議すること。

### (2) PR事業実施報告書

受託者は次のア～ウの事項について、PR事業実施報告書(様式任意)を毎月原則として翌月の10日までに県に提出すること。なお、3月分の報告書は令和9年3月23日までに提出すること。また、月報とは別に実施状況に関する報告を求める場合があるのでその都度報告すること。

#### ア 広告の掲載状況

(ア) 広告の閲覧数や閲覧した人の属性情報、クリック率等の分析を踏まえた改善策(広告媒体、デザインの変更等)と実施状況

#### イ 学生等若年求職者向け広報に関する項目

(ア) チラシ・ポスターを配付した日及び配付の手段と部数

(イ) (ア)の配付先が学校の場合は学校名、イベントの場合はイベント名

#### ウ 企業向け広報に関する項目

セミナー等の実施日等概要、参加企業数、参加企業のアンケート結果の集計・分析結果(業種・企業規模・地域別等)及びこれを踏まえた改善策や今後の推進策の提案

## 7 成果目標

(1) 県の奨学金返還支援制度導入企業サポート事業補助金の新規申請企業数 28社以上

(2) 学生等若年求職者向けSNS広告リーチ数 50,000以上

(3) 企業向けセミナー・説明会等の参加企業数 50社以上

## 8 留意事項

(1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。

(2) PR事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて県に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利保有物」)については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

(3) 受託者は、企業及び学生等若年求職者等に対し、PR事業が県の委託事業である旨、自社ホームページへ掲載するなど、広く理解と周知を図るよう努めること。

(4) 企業に向けに行う5(2)のチラシ・ポスターの配布や、5(3)ウの企業向けセミナー・説明会等の、本事業の周知に関する業務については、県労働雇用課が実施する「選ばれる職場づくり推進事業」受託者と情報共有のうえ、本事業効果を上げるために連携すること。

(5) 個人情報の保護(取得・保護・管理)については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

(6) PR事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(7) Web広告を実施する際には、広告価値を毀損する「ブランドセーフティ」、「アドフラウド」、「ビューアビリティ」等についての対策を講じるよう努めること。

また、広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに県に報告するとともに、県の指示に従うこと。

(8) 業務に関する協議、打合せ等は、県が必要とした場合は隨時行うものとする。また、協議、打合せ等にあたっては、県の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

## 9 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

## 【別紙】

# 奨学金返還支援制度導入企業サポート事業

労働雇用課

## 1 目的

- ・働きやすい職場環境を有し、若者の定着が見込まれる県内企業の増加
- ・県内企業の担い手となる若年人材不足の解消

## 2 事業内容

従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対し、負担額を助成

また、本制度を活用して奨学金返還支援制度を実施している企業を学生に周知

### (1) 補助対象

#### 【対象企業】

- ・県内に本社等を置く中小企業、N P O、社会福祉法人、公益法人等
- ・従業員への奨学金返還支援制度を設けていること（就業規則又は社内規定で定めている）
- ・以下の各種認証制度を1つ以上取得していること  
県「職場いきいきアドバンスカンパニー」、国「くるみん」「ユースエール」「えるぼし」  
※国認証制度のみ取得の場合、額の確定までに職場いきいきアドバンスカンパニーを取得

#### 【支援対象従業員】

- ・対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者（中途採用者を含む）
- ・雇用期間の定めのない者

### (2) 補助内容

① 対象経費：従業員の奨学金返還に代理して、企業が学生支援機構に対し直接返還するか、  
企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した額

② 補助割合：10／10

③ 上限額：12万円（支援対象従業員1人あたり・年額）

④ 上限人数：3人（1社あたり・各年度）

※上位認証取得（アドバンスプラス（職場いきいきアドバンスカンパニー）、プラチナくるみん（くるみん）、プラチナえるぼし（えるぼし））若しくは各種認証を2つ以上取得している企業は5人

⑤ 補助期間：入社した年度を含め5会計年度（支援対象従業員1人あたり）

### (3) 広報

奨学金返還支援制度の未導入企業に向けた認知効果の高い広報媒体（テレビCM・新聞・WEB広告等）を活用した広報の実施により、「学生から選ばれる」県内企業及び本制度活用企業の増加を図るとともに、県内外の学生に対してS N S等を活用したPRを実施することにより、学生に対して福利厚生の充実した働きやすい企業が県内にあることを周知し、県内企業への就業を促進する。